

第一条 この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるよう規定し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第一条の二 この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいふ。

この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。

この法律で、理容所とは、理容の業を行ったために設けられた施設をいう。

第二条 理容試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて、理容師になることができる。

第三条 理容試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。

理容試験は、厚生労働大臣が行う。

理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した理容師養成施設において、厚生労働省令で定める期間以上理容師にならるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

第四条 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」といふ。）を行わせることができる。

指定期間の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第四条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かづ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務を行つて、いふべき確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四 申請者が、試験事務を行つて、いふべき確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

五 申請者が、試験事務を行つて、いふべき確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

第四条の四 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かづ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務を行つて、いふべき確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四 申請者が、試験事務を行つて、いふべき確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

五 申請者が、試験事務を行つて、いふべき確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

第四条の五 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かづ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務を行つて、いふべき確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四 申請者が、試験事務を行つて、いふべき確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

五 申請者が、試験事務を行つて、いふべき確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第四条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

ハ その旨を公示しなければならない。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

甲 第四条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれららの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

乙 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

丙 第四条の九 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」といふ。）を定め、厚生労働大臣の他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

丁 第四条の十 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」といふ。）を定め、厚生労働大臣の他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

戊 第四条の十一 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支計算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

己 第四条の十二 指定試験機関は、厚生労働省令で定めることにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

庚 第四条の十三 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

指定試験機関は、試験委員を選任したとき前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

前条第二項の規定は、試験委員を選任したとき前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

は、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、「これを提示しなければならない」といふ。

前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

厚生労働大臣は、指定試験機関の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の許可を受けなければ、試験事務の実施が損なわれるおそれがない。

厚生労働大臣は、第一項の規定による許可を受けるときも、同様とする。

試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

厚生労働大臣は、第一項の規定により認可をされた試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、第一項の規定による許可を受けるときは、その旨を公示しなければならない。

法」という。) 第三条第三項又は第二条の規定による改正後の美容師法(以下「新美容師法」という。)第四条第三項の規定にかかるらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

第四条 施行日前に旧理容師法第三条第四項又は旧美容師法第四項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な学科を修めた者及びこの法律の施行の際現にこれらの方に規定するものとみなす。

旧理容師法第四条第五項に規定する者は、当分の間、前項の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。厚生労働省令を定めることとされ、第一項の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣と協議しなければならない。

この法律の施行の際現にこれらの方に規定する理容師養成施設又は美容師養成施設において当該学科を修めている者で施行日以降に当該学科を修め終わるものであつて、旧理容師法第三条第五項又は旧美容師法第四条第五項に規定する第五項又は旧美容師法第四条第四項の規定による厚生労働大臣が告示する日までの間は、なお従前の例による。

前項の場合において、この法律の施行の際現に当該学科を修めている者が当該学科を修め終わる日までの間は、当該理容師養成施設又は当該美容師養成施設に係る旧理容師法第三条第四項又は旧美容師法第四条第四項の規定による厚生大臣の指定は、なおその効力を有する。

第一項の規定に基づき一年以上の実地習練を行つた者(同項の規定に基づき一年以上の実地習練を行つた期間と旧理容師法第三条第五項又は旧美容師法第四条第五項の規定に基づき実地習練を行つた期間と合算した期間が一年以上である者を含む。)は、平成十二年三月三十一日までは、附則第一条の規定によりなお従前の例により行われる理容師試験を、同年四月一日以降は、新理容師法第三条第三項又は新美容師法第四条第三項の規定にかかるらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験を受けることができる。

第五条 第二条の規定によりなお従前の例により行われる理容師試験又は新理容師法第五条の規定による理容師名簿又は美容師名簿の登録は、新理容師法第五条又は新美容師法第五条の規定による理容師名簿又は美容師名簿とみなし、旧理容師法第五条又は旧美容師法第五条の規定による理容師名簿又は美容師名簿への登録は、新理容師法第五条又は新美容師法第五条の規定によりなされた理容師名簿又は美容師名簿とみなす。

第一項の規定にかかるらず、新理容師法第五条の規定による理容師名簿又は美容師名簿を厚生大臣に引き継ぐものとする。

第二項の規定にかかる場合は、施行日において、前項に規定する理容師名簿又は美容師名簿への登録とみなす。

第一項の規定にかかる場合は、施行日において、前項に規定する理容師名簿又は美容師名簿を厚生大臣に引き継ぐものとする。

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百零一条

第一百零二条

第一百零三条

第一百零四条

第一百零五条

第一百零六条

第一百零七条

第一百零八条

第一百零九条

第一百一十条

第一百一十一条

第一百一十二条

第一百一十三条

第一百一十四条

第一百一十五条

第一百一十六条

第一百一十七条

第一百一十八条

第一百一十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

第一百二十一条

第一百二十十二条

第一百二十十三条

第一百二十十四条

第一百二十十五条

第一百二十十六条

第一百二十十七条

第一百二十十八条

第一百二十十九条

第一百二十十条

規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第二十一条、第二百九十五条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第二百四十九条、第二百八十三条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、三百八十八条の改正規定に限る。）、第二百四十六条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第二百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二十二条の改正規定を除く。）、第二百五十七条、第二百五十五条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第二百六十条（地域における多様な需要に応じた公的の賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第二百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化等に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十一条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第二百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第二百六十九条、第二百七十二条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十一条の改正規定に限る。）、第二百七十四条、第二百七十八条、第二百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第二百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定（第四条第三項）を「第四条第三項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第五十五条から第二百四十四条まで、第二百五十五条第一項、第二百五十六条、第二百五十七条第一項から第三項まで、第三十一条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、

第一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十七条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条规定（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七十二条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二及び第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日（理容師法の一部改正に伴う経過措置）

(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
規定期によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成二三年一二月一四日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（平成二六年六月四日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、は、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続

をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)抄

(施行期日) (経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとを含む。)の訴え提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起

第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。
 (検討)
第二条 この法律は、刑法等一部改正法施行日の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 (理容師法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の理容師法(次項において「新理容師法」という。)第十一
 条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があつ

1
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五二号) 抄
 (施行期日)
第二条 この法律は、刑法等一部改正法施行日の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 (理容師法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置の政令への委任)

第三条 都道府県知事は、当分の間、新理容師法第十一条の三第一項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間ににおいて、少なくとも一回調査しなければならない。

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
 (罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

た場合における当該営業を譲り受けた者については適用しない。

2
 都道府県知事は、当分の間、新理容師法第十一条の三第一項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間ににおいて、少なくとも一回調査しなければならない。